

告示

埼玉県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社とところざわ訪問入浴		事業所所在地		東京都北区上十条一―二―一五		静岡県静岡市葵区本通一〇―八―一		訪問入浴介護 居宅介護支援 介護予防訪問入浴介護
ヘルパーステーションつばさ		事業所所在地		入間市狭山ヶ原三九二―一		入間市狭山台四―二〇―二		訪問介護
日生薬局 和光店		事業者名称		株式会社日本生科学研究所		ミアヘルサ株式会社		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所 ユキノシタ		事業所所在地		熊谷市赤城町二―一〇八		熊谷市代一九二―七		居宅介護支援